

27年度

「臨時福祉給付金」

「子育て世帯臨時特例給付金」

## 2つの給付金についてお知らせします

26年4月からの消費税率引き上げの影響を踏まえ、臨時的・暫定的な措置として、給付を行うこととなりました。

「臨時福祉給付金」と「子育て世帯臨時特例給付金」の支給対象になると思われる方へ、8月3日(月)に申請書を発送します。12月28日(月)までに、忘れずに申請してください。

今号では、支給要件や申請方法などについて、お知らせします。詳しくは同給付金コールセンター☎470・7863へ。

申請書の発送は8月3日(月)

申請期間は8月4日(火)～12月28日(月)

27年度	臨時福祉給付金	子育て世帯臨時特例給付金
支給対象者	基準日(27年1月1日)に、市内に住民登録がある方で、 <b>27年度分の市民税(均等割)が課税されていない方</b> ※課税されている方に扶養されている場合や、生活保護受給者などは対象外です。	<b>27年6月分の児童手当(特例給付を除く)の受給者</b> ※26年の所得が、児童手当の所得制限限度額(※1)に満たない方が対象です。 ※児童手当の認定請求を失念するなどして、27年6月分の児童手当の支給対象とならなかった児童についても、同給付金の支給対象になる場合がありますので、ご相談ください。
支給額	支給対象者1人につき6,000円	対象児童1人につき3,000円  〔公務員の方へ〕 ・勤務先から児童手当が支給されている方の申請先は、27年5月31日に住民登録されている市区町村です。 ・勤務先から交付された申請書に必要事項を記入の上、「児童手当受給状況証明欄」に、勤務先で証明を受けてから、添付書類とともに〒203-8555、市役所「子育て世帯臨時特例給付金担当」宛て郵送、または同給付金窓口(市役所1階)へ提出してください。
申請期間・方法	8月4日(火)～12月28日(月) ※消印有効。 郵送、または市役所1階「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金窓口」(臨時設置。土曜・日曜日、祝日を除く午前9時～午後5時)に提出	
提出書類	申請書、本人確認書類(※2)、振込先金融機関口座確認書類(※3)	
支給開始日	10月1日(木)以降順次 ※申請から振り込みまでは、おおむね1カ月半程度ですが、それ以上かかることもありますのでご了承ください。	

### 【注意事項】

- 2つの給付金ともに、1回限りの支給です
- 申請期間を過ぎると給付金を受け取れなくなりますので、ご注意ください
- それぞれの要件を満たせば、臨時福祉給付金と子育て世帯臨時特例給付金を重複して受給することも可能です。「支給対象者判定チェック」(裏面参照)でご確認ください
- 2つの給付金に伴う、「振り込め詐欺」や「個人情報の詐取」にご注意ください
- DV(配偶者からの暴力)被害を受け、他の市区町村から住民票を移さずに、基準日現在市内に居住の方は、東久留米市で申請できる場合がありますので、ご相談ください

※1 児童手当の所得制限限度額(給与所得控除後の額)

扶養親族等の人数	所得制限限度額
0人	622万円
1人	660万円
2人	698万円
3人	736万円

\*扶養親族等の人数が4人以上の場合は、1人につき38万円を加算した額。

※2 本人確認書類=住民基本台帳カード、運転免許証、保険証、旅券などの写し

※3 振込先金融機関口座確認書類=受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人(フリガナ)が分かる通帳やキャッシュカードの写し

\*子育て世帯臨時特例給付金の受取口座を、児童手当の振込口座に指定する場合は、※2・※3は不要です。



カクニンジャ

### 【問い合わせ先】

東久留米市 臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金コールセンター

(土曜・日曜日、祝日を除く午前8時半～午後5時15分)

☎042・470・7863

※電話番号をお確かめの上、お掛け願います。

詳細は、市ホームページの「臨時福祉給付金・子育て世帯臨時特例給付金」のバナーからも、ご覧いただけます。

【担当課】 臨時福祉給付金=総務課 臨時福祉給付金担当  
子育て世帯臨時特例給付金=児童青少年課 助成支援係

2面(裏面)には、「申請から給付までの流れ」、「支給対象者判定チェック」、「Q&A よくある質問」などを掲載しています